平成２７年（フ）第４９８号
千葉県野田市蕃昌242番地の６
破産者　染谷　元子
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５５４号
千葉県松戸市新松戸東16番地の６　ジュネパレス松戸第513―206号
破産者　山岡　伸二
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３２号
千葉県柏市豊住５丁目９番１号
破産者　小林　宏安
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６３号
千葉県松戸市大金平４丁目298番地の１
破産者　駒崎久美子
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７０号
千葉県松戸市中金杉５丁目62番地
破産者　臼田　雅之
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３０９０号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目46番８号
破産者　株式会社アイエムエイ
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９８号
横浜市中区尾上町３丁目35番地横浜第一有楽ビル４階
破産者　有限会社美浜商会
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１７号
神奈川県秦野市堀川93番地の１
破産者　株式会社スタイルハウス
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９３６号
大阪市鶴見区横堤１丁目６番36号
破産者　有限会社カイセイ工務店
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２１号
大阪府東大阪市渋川町３丁目13番11号
破産者　株式会社正化金型
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４号
大阪市平野区瓜破東８丁目５番10号
破産者　錦城自動車整備株式会社
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５７号
大阪府高石市高師浜２丁目７番23号
破産者　有限会社千家
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
大分県別府市上原町８番18号
破産者　合同会社まるたけ
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９９号
大分市長浜町２丁目13番51号（マルビル２―Ｂ）
破産者　有限会社中島住研
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７８７４号
中国上海市襄阳南路550弄ブロック２―1701、開始決定時の住所住居所不明、最後の住民票上の住所東京都渋谷区代々木神園町３―３―107
破産者　マロニー　パトリック
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０号
東京都立川市砂川町２丁目34番地の11
破産者　佐藤　隆司
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１号
東京都立川市砂川町２丁目34番地の11
破産者　佐藤千賀子
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
静岡市清水区押切65番地の１
破産者　有限会社むろまち
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４号
鳥取県鳥取市松並町２丁目160番地
破産者　有限会社山陰予防医学研究所
１　決定年月日　平成28年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８０６号
札幌市豊平区平岸１条10丁目９番８―306号
破産者　奈良　　力
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６４号
札幌市南区簾舞４条１丁目１番10号
破産者　後藤　浩一
１　決定年月日　平成28年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部